

平成 26 年 (ワ) 第 29256 号 損害賠償請求事件

原 告 阿部宣男

被 告 松崎 参

証 抱 説 明 書 (13)

平成 29 年 7 月 18 日

東京地方裁判所民事第 37 部合議 A 係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎

同

小田川 綾音

同

高井 信也

同

中島 広勝

同

永里 桂太郎

同

細川 潔

同

本田 麻奈弥

同

渡邊 彰悟

本訴原告・反訴被告訴訟復代理人弁護士

石原 敬之

甲	標　目	原/ 写	作成 年月日	作成者	立　証　趣　旨
175	記事	写	平成 26 年 2 月 17 日	東京新聞	2014 年 1 月 27 日に板橋区が行ったホタル館におけるホタル生息数調査の手法、調査結果に疑問が呈されており、それが報じられており被告は知ることができたこと
176	板橋区議会区民環境委員会議事録	写	平成 26 年 2 月 19 日	板橋区議会区民環境委員会	板橋区議会で、2014 年 1 月 27 日に板橋区が行ったホタル館におけるホタル生息数調査の手法、調査結果に疑問や批判が呈されていること、板橋区が主張するホタル成虫の持ち込みがあったとする証言の事実関係が何ら確認されておらず、そのような状態で「持ち込みの証言があった」と議会で述べることが不適切であり、印象操作である旨の批判されていること、被告は議会に参加しておりこれら情報を認識していたこと
177	記事	写	平成 26 年 4 月 4 日	産経新聞	原告が板橋区を相手に訴訟を提起すること、生息数調査の不適切な調査方法・問題点が提起されており、それらが報じられていたこと、原告の主張が板橋区と異なることが明らかであったこと、被告がこれを知ることができたこと
178	板橋区議会区民環境委員会議事録	写	平成 26 年 4 月 15 日	板橋区議会区民環境委員会	議会で、板橋区が「まだ累代としては続いているんじゃないかなとは思っております。」が述べており、累代飼育を認めていること、被告がこれを知ることができたこと等
179	記事	写	平成 26 年 2 月 20 日	東京新聞	持ち込みがあったとする証言について事実関係が確認されていなかったこと、原告が持ち込みがあったとする証言について、明確に否定していること、これらが報じられており、被告が知ることができたこと
180	平成 26 年第 2 回板橋区議会定例会議事録	写	平成 26 年 6 月 6 日	板橋区議会	坂本区長が「一定の飼育は継続されたものと認識をしております。」と述べ、累代飼育を認めていたこと、持ち込み証言について、いまだに事実関係調査中として、何らその証言の信用性や事実関係が明らかにされていなかったこと、被告も参加しておりこれを知っていたこと

181	板橋区議会区民環境委員会運営次第	写	平成 27 年 1月 20 日	板橋区議会区民環境委員会	区民からの陳情第 100 号板橋区ホタル生態環境館の技術の継承と館の存続を求める智専が 2 月 17 日受理され審議されたこと、区民からの陳情 110 号板橋区ホタル生態環境館の再調査を求める陳情が 6 月 6 日に受理され、審議されたこと
182	記事	写	平成 26 年 7月 11 日	産経新聞	2014 年 7 月 10 日にホタル館で 110 匹以上のホタルの生息が確認されたことが分かったこと、同月 9 日夜には超党派の区議 14 人が視察し、区議からは『区はもういないと言うが、実際にいるではないか』との声が上がったこと、生息数調査の結果や調査を行った株式会社自然教育研究センターの資質が信用できないことが明らかになったこと、これらが報じられ、被告も知ることができたこと
183	記事	写	平成 26 年 7月 15 日	高島平新聞	2014 年 7 月 9 日現在、ゲンジ・ハイケ合わせて 126 匹のホタルが確認できたこと、生息数調査の結果や調査を行った株式会社自然教育研究センターの資質が信用できないことが明らかになったこと、これらが報じられ被告も知ることができたこと
184	パワーポイント説明資料	写	平成 26 年 7月 15 日	原告 阿部宣男	平成 26 年 7 月 15 日に原告代理人渡邊彰悟の事務所において、被告にホタル飼育の実態と、ホタル飼育専門家としての知見を説明したときに用いた資料であり、ホタルの一生を説明するとともに、特にホタル生態環境館におけるホタル飼育の全体像と共に、ホタル幼虫の実際の大きさ等を示したものである。
185	事情聴取書	写	平成 26 年 3月 17 日	板橋区	平成 21 年 4 月からホタル館に勤務していた再雇用職員が「ホタルを買った」という事実はない。阿部主事はホタルを買うことを嫌っている。スタッフみんなが苦労してホタルを育てている姿を知っている。」「ホタルを持ち込んで公開していたということは絶対にない」と板橋区に証言していたこと
186	事情聴取書	写	平成 26 年 3月 17 日	板橋区	平成 17 年からホタル館に 8 年間在籍した再任用職員が「ホタルの成虫を持ち込んだという話は聞いていない。ホタルは自前でやっている。」と板橋区に証言していたこと

187	「報道関係者各位」から始まる文書	写	2015年1月26日	原告代理人渡邊彰悟	原告代理人渡邊彰悟が乖離報告書発表直後の2015年1月26日には要旨原告準備書面(8)に準ずる反論書面をマスコミに送付したこと
188	HP「板橋区ホタル生態環境館あれこれ」	写	2015年1月28日	浅学俊郎	甲187の反論書面が、同年1月中に、複数の媒体によってインターネット上でも取り上げられたこと
189	HP「有限会社ルシオラ」	写	2015年1月30日	有限会社ルシオラ	
190	ブログ～松崎いたるの日々雑感	写	2016年12月18日	被告	被告が2016年12月12日に残業代の和解同意に関する議会の審議の際に、和解反対の討論を行った際のものであり、最後のほうで、「区議会議員の責任」と題して、「裁判や調査の中で、1200万円の委託費の不正流用がわかりました」「不正なカタチで還流していた」と断じている事実
191	被告Facebook	写	2016年12月13日	被告	被告が、日本共産党東京都委員会指導部あてに送った文書を公表したものであるが、その中で、187同様、不正なお金が流れていたことの事実を掲示していること等
192	同上	写	2017年7月11日	被告	被告が、また新たな事実について名誉毀損或いはプライバシー侵害に及ぶ表現行為をしていること。
193	和解勧告	写	平成29年1月24日	東京地裁民事36部	原告と板橋区との間の懲戒処分取消請求事件において、原告の請求を基本的に認めたうえでの和解勧告が裁判所からなされている事実

194	和解調書	写	平成 29 年 3月 28 日	同上	原告と板橋区との間の懲戒処分取消請求事件において、原告の請求を基本的に認めたうえでの和解がなされた事実。この中で特に、原告が「被告（＝板橋区）のホタル生態環境館において、長年にわたりホタルの飼育に従事してきたこと、平成 25 年まで開催されたホタル夜間特別公開に尽力したこと、ホタルの累代飼育に係る特許の取得に尽力したことなどを認める」とし、原告のホタル飼育に関して偽装とするような判断を全く示していないこと
195	本日の東京地裁民事 36 部における和解について	写	同上	原告訴訟代理人弁護士渡邊彰悟	191 号証の和解の意義を明確にしたもので、板橋区の懲戒免職処分がまったく不合理なものであったことを明らかにしているもの

以上